

資料紹介

郵政博物館蔵「壬戌 寛保貳年 日用留 第二」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記 第二分冊「宿駅日記」第二分冊／「寛保二年 定飛脚日記二」)

「駅通志料」を読む会

史料解題

前号に引き続き、今号でも飛脚問屋・嶋屋佐右衛門の「日用留」を掲載する。飛脚問屋・嶋屋佐右衛門および本史料の概要、史料名称などについては前号に記したので参照頂きたい。今号では、前号の第一分冊に続く第二分冊を掲載している。

底本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与されている史料の第二分冊で、同博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0020/6-2」として登録されている史料である。史料は和綴製本され、表紙には「宿駅日記」とだけ記された題簽が左端に貼られており、また、「駅伝ノ部」「壬寛保二年、戊三月吉日 宿駅日記日用留」「六冊二」と書かれた郵便博物館の蔵書票が表紙下部に貼付されている。この表紙をめくると本来の史料の表紙と思われる部分が現れ、掲載史料ではこれを表紙として収録した。

前号にも記した通り、本史料に関しても、明治期に駅通局で筆写を行ったと思われる同内容の「定飛脚日記」と題された史料が存在する。こちらの史料は、資料番号「SBA/0022/13-2」として郵政博物館のデー

タベースに登録されている。この筆写版の「定飛脚日記」もまた和綴製本され、その表紙には「和第二百卅六号」の番号と「共十二冊」の文字が記されるとともに「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押された付票が中央に貼付されている。また「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が左側下部に貼付され、こちらの付票には「郵便博物館図書第一八六号」「第八函」「五架」「駅伝ノ部」「寛保貳年 定飛脚日記」「十二冊二」と記されている。また、表紙には中央上部に大きな四角い題簽が貼られ、その左端には「第卅七帙入十三冊之内」(本史料は全十二冊であるが、同一の帙に他の史料が一冊入っているため十三冊という記載となっている)とあり、表紙の左側に貼られた縦長の題簽には「定飛脚日記 二」と記されている。このテキストの前表紙の裏には「駅通局図書 和 第二六三号 共一二冊」と記された朱印が押された付票が貼付され、本文冒頭には「駅通局図書章」の文字のある大きな朱印が押されている。史料本文は「駅通局」の文字の入った罫紙に筆写されたものである。

翻刻にあたっては、底本に加え、「定飛脚日記」も同時に参照したが、前号も記したように、「定飛脚日記」には判読が適切でないと思われる箇所が多く存在する。また、『東京市史稿』(産業編第一五〇、東京都、一九七一年〜一九七六年)には本史料が掲載されているが、全文翻刻ではな

く省略されている箇所が存在し、写本を底本としているため、やはり判読に不適切と思われる箇所が点在する。今回の掲載分の翻刻にあたっては、前回と同様、『東京市史稿』掲載分と重複する部分について、改めて底本とした「宿駅日記」と対照し比較検討を行った⁽¹⁾。

本史料の解説と校正作業は、これまでと同様、「千葉古文書の会」の有志の内、隅田孝氏が中心となり、青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「「駅通志料」を読む会」を組織して行った。作業を進めるに当たっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を務め、最終的な校正作業に参加した。

原稿作成に際しては、やはりこれまでと同様、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げます。

以下、今回の掲載史料の内容について、簡単な解説を記しておく。

本史料は、寛保二年(一七四二)三月中の記載から、翌三年の閏四月九日に起こった盗難事件関係の記載の一部までを記している(ただし、史料の冒頭には「戊(寛保二年)四月朔日より亥(同三年)閏四月迄」と記されている。なお、本史料冒頭の記載では大坂からの和泉屋甚兵衛・山城屋宗左衛門・嶋屋佐右衛門宛の書状を「三月十八日出」とし、「日用一番之控ニ在之候」としているが、前号掲載の「日用留一番」には、これにあたる書簡は三月二十一日付となっている)。しかし、盗難事件の記載の前は前年の十一月一日の記事で止まっており、また十月については記事の記載が見られない。

本史料の内容は、下り酒問屋仲間、住吉講、紙問屋仲間などの交渉に関わる記載が多く、特に銭相場の「高直」⁽²⁾に伴う、これらの仲間組織からの飛脚賃銀の引き下げ要求への対応(これは前回掲載の史料に寛保元年冬頃からのこととある)が中心となっている。また、前回掲載の史料に詳述されていた大坂屋茂兵衛謀書事件(大坂屋が四年間の営業停止処分を受けた)の後、大坂屋茂兵衛の属した大坂の飛脚組合・江源組が、大坂屋に替わる江戸相仕として山田屋八左衛門を取り立てて勢力の回復を試みる動きなど、前回掲載の史料の記載に引き続き内容となっている。嶋屋佐右衛

門は大坂の飛脚組合・手板組の江戸会所であり、競争相手である江源組の動向は重要な情報であった。この手板組については、本史料では三月晦日付の口上書の差出人の記載に、その構成員が記されている⁽³⁾。

江源組・山田屋の動向の一例として、江戸積酒の生産を行った三州および尾州の酒支配人に関わる記載が五月一八日条に見える。尾州・宮の飛脚継所・小嶋権兵衛からの情報提供であり、「三州支配上り金」の件につき、小嶋より三州・半田村の小栗長左衛門に依頼を行い、小栗から江戸の竹本吉蔵(半田村より江戸に派遣された酒支配人⁽⁴⁾)に問い合わせを行ったところ、竹本から小栗に返状が戻ってきたので、これを小栗が小嶋に送り、さらに小嶋が江戸の嶋屋佐右衛門に回送してきたという内容で、その書状が採録されている。この書状については、『東京市史稿』には差出人と宛先の記載が見られない(「定飛脚日記」には記載がある)。江源組から江戸の三州酒支配人中に対し、山田屋へ「御用被仰付被下候様ニ」懇願があり、大坂屋営業停止を受けて嶋屋へ移った顧客の切り崩しを図っている様子、江戸の酒問屋・小栗三右衛門⁽⁵⁾はすでに山田屋に依頼を行っていることなどが見える。江源組・山田屋と、嶋屋による、飛脚が取り扱う為登金を巡る攻防といえる。

江戸の酒問屋から酒造家に対する酒代金の支払い方法には為替と飛脚による現金輸送(為登)があり、この時代の江戸の下り酒問屋では、上方の酒造家に対しては、支払い時期を問屋側の意思で決められる為登による送金を中心だった⁽⁶⁾。これに対し、住吉講は、上方の酒造家と江戸酒問屋の間に介在した江戸支配人(酒造家から派遣された江戸出先機関)の仲間寄合であり、江戸支配人は酒造家から送られてくる酒荷を問屋に指図して売りさばき、酒造家が江戸での販売に際し問屋選択の自由を確保する上で重要な役割を担っていた。住吉講経由での酒荷は明和六年(一七六九)の段階で全体の四割強を占めており、酒問屋からの売掛金の回収、および上方への送金も江戸支配人の仕事だった⁽⁷⁾。先の三州・尾州酒支配人も、同様の役割を担った存在と思われる。なお、本史料中にも見られるが、下り酒問屋には「瀬戸物町組」「茅場町組」「呉服町組」「中橋組」の四町組があり、住吉講もこれと同じ四町組に加え、坂本町、新川を加えた六町組

があった⁸⁾。「島屋佐右衛門家声録」によれば、「酒店は同(享保)七年より初る」とあり、嶋屋佐右衛門ではこの頃から取り扱いは始まったようである。同史料には酒店など大店の参会の様子がリアルに描かれている⁹⁾。

飛脚の輸送システムに関しては、五月十三日条に、「証文之事」として、会所(早物会所)の継飛脚の道中継所(走り飛脚によるリレーの中継地)となる人々に提出を求める文書の下書が掲載されている。これより先、元文六年(一七四一)二月に、江戸の飛脚問屋仲間(八軒仲間)では、大坂屋主導の下で早便物(速達便)についての取り決めを行っていた。これは八軒仲間の早便物の取扱いに大坂屋が介入して主導権を握ろうとしたもので、早便物は各問屋での直接の差し立てを禁止し、八軒の早便物はすべて大坂屋傘下の早飛脚業者(大坂屋久次郎)、ないしは八軒仲間で設立した共同の早会所に日を決めて集約して差し立てることになっていた。しかも、いずれの場合も東海道に十八カ所あった大坂屋の道中継所でリレーして急送するというものだった¹⁰⁾。大坂屋の営業停止後、七軒となった仲間の早会所は維持されたが、継所については再度このような証文をとったものである。七月八日条およびその次の一つ書きに「道中次所替之相談有之」、「尾州宮、小嶋・貝谷出入も相済」などとあるところを見ると、大坂屋の継所の再編がおこなわれた模様である。この「証文之事」には、継送りの際に時刻を手板の付札に記入して時刻通りの走行をめざし、輸送品質の維持に留意しているようす、また、八軒仲間の継飛脚のほかにも、「継走り飛脚」が東海道を多数走行している様子などが窺える。

道中の川支・馬支による飛脚の延着については前回掲載分にも登場するが、本史料中でも四月六日付(富士川)、六月八日付(酒匂川、上方筋川間・馬支)、同十五日条(大井川、駿州駄路馬支)、同十九日付(横田川・大井川・安倍川)、同二二日出の福島走り荷物(川支)、同月廿六日より七月朔日(安倍川)などが登場する。四月六日付の酒店行司宛の富士川の川支に関する通知文は酒問屋の各町組内に回覧されたものと思われるが、四月十日条の初めの一つ書きの末尾に「自今とても右之様成品、触事在之候ハ、早速相知申様ニとの事」とあり、書付の回覧による顧客への通知はそれまであまり行われなかったようである。この通知文中に「道中川支并馬支及

数度」とあるように、この時期、御用通行の増大を放置した幕府の政策上の問題¹¹⁾などから、とくに馬支が顕著になってきたようであり、飛脚問屋側でもこうした顧客対策を始めたものと思われる。

『東京市史稿』に掲載のない部分としては、右に挙げた川支・馬支の記事などのほか、七月朔日以降に江戸周辺を襲った洪水の記事、八月一日の住吉講からの書簡などがあげられる。また、飛脚問屋の日常のさまざまな付き合いなども前回同様所々に見ることができ。なお、六月一日条に五〇両を用立てる上州屋伝右衛門は嶋屋福島店の主で、その後、延享二年(一七四五)に「非分路(露)見し」追放となった。同所や「福嶋太賃之覚」などに登場する源六は、福島店支配人である¹²⁾。

(「駅通志料」を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記)

(1) 今回掲載分と『東京市史稿』の重複する部分は、「飛脚問屋酒問屋組合へ歎願書提出」(産業編第一五、九一三〜九一九頁)、「継飛脚請負証文取極」(産業編第一六、五〇七頁)、「酒問屋飛脚問屋ト賃銀引下談合」(産業編第一六、七〇九頁)、「尾州宮飛脚継所二軒取極」(産業編第一六、三三三〜三五五頁)、「飛脚問屋福島走り京荷物駄賃取極」(産業編第一六、四〇〇〜四二二頁)、「紙店衆飛脚問屋値下方申入」(産業編第一六、一一一〜一二二頁)、「飛脚問屋住吉講接待」(産業編第一六、一四五〜一四七頁)、「早荷物盗難飛脚問屋処罰」(産業編第一六、二六六頁)である。なお、最後の「早荷物盗難飛脚問屋処罰」については「宿駅日記」第三分冊にまたがって記されているため、今回は一部の掲載にとどまっている。

(2) 本史料五月十日晩の条に「只今相場四貫百五十文位」、五月廿七日条に「只今両替相場四メ百四拾文位」とある。元文元年の貨幣改鑄により、元文年間には江戸ないしその周辺でおおよそ一両につき銭二八〇〇〜三三〇〇文の間で推移していた銭相場は、寛保元〜二年に四〇〇〇文ほどとなり、銀貨と同様ほぼ公定相場に回復している(小柳津信郎『近世貨金物価史史料』(成工社出版部、二〇〇六年)、一一頁)。史料中では「尤道中筋銭下直二ハ罷成候へ共」(四月付「乍憚書付を以御願申上候」)、「銭高直二相成候付」(九月付「乍憚口上書を以御願申上候」)などがあるが、要するに道中の経費は銭で支払うため、銀・銭相場の下落(金貨に対する銀・銭高の増加)によって浮いた分の値下げを求められたものではないだろうか。

(3) 藤村潤一郎「島屋佐右衛門家声録について」(『交通史研究』一四、一九八五年、三三〜三八頁)。手板細として、嶋屋(中村)新右衛門、嶋屋(長嶋)伊兵衛、河内屋(武田)喜右衛門、加賀屋(丹生)宗(惣)左衛門、紀伊

- (4) 国屋(多湖) 九郎兵衛、加賀屋(田村) 五郎右衛門、小山屋(吉川) 庄右衛門、大和屋(安井) 善右衛門、ほかに津国屋十右衛門があるが、江戸と同じく津国屋は会所名であろうという。この口上書に示される他の人名のうち、嶋屋五郎兵衛は伊兵衛を養父とし、このち六月一二日に高輪において頓死したことが本史料中にも見える。かかや十兵衛も宗(惣) 左衛門の養子、かかや文右衛門も養子であるが、この人物も本史料六月朔日条に見えるようにこのあとすぐに病死した。大和屋利助は後に二代目善右衛門となる初代の子、宗二で、すなわち俳人大江丸である。「嶋屋佐右衛門家声録」(児玉幸多校訂『近世交通史料集』七、吉川弘文館、一九七四年、所収)による。
- (5) 曲田浩和「18世紀の尾張国知多郡東浦地域の酒造業の展開について」(『知多半島の歴史と現在』一八号、日本福祉大学知多半島総合研究所、二〇一四年)、八四頁。
- (6) 同右、七八、八六頁。
- (7) 柚木学『近世灘酒経済史』(ミネルヴァ書房、一九六五年)、三〇五、三〇七、三二二、三三三頁。
- (8) 同右、二五九、二六三頁。
- (9) 同右、二五三、二五九頁。
- (10) 前掲「嶋屋佐右衛門家声録」(前掲『近世交通史料集』七、所収)、八頁。「定飛脚発端旧記」(前掲『近世交通史料集』七、所収)、四七七、四七八頁。「社史」(日本通運、一九六二年)、五三、五四頁。
- (11) 深井甚三『幕藩制下陸上交通の研究』(吉川弘文館、一九九四年)、一六二、一六五頁。
- (12) 前掲「嶋屋佐右衛門家声録」(前掲『近世交通史料集』七、所収)、九、一九、二〇頁。

凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にならないものは原文のままとした。
- ロ 明らかな誤字は、初出のみ本文中の()内に正字を示し、または右傍に(ママ)とした。
- ハ 脱字は本文中に()または(□□脱カ)で示した。
- ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用

- いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。
- ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。
- ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「、」、「く」とした。
- ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとした。
- チ 虫損・汚損等で判読出来ない文字については、字数の判るものは□で示し、字数のわからないものは□を採用した。
- リ 重複した文字、文章には右傍に(衍)と示した。
- ヌ 貼紙、異筆等は「」で示し、()内にその旨を示した。
- ル 闕字は一字あけ、平出は改行した。
- ヲ 引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。
- ワ 編者の加えた注は()で示した。

(表題)

「壬 寛 保 式 年
日 用 留 第 二
戌 三 月 吉 日」

戌四月朔日より亥閏四月迄

控

- 一 毎日入用之儀并商売筋之儀二付、末々迄も用立候儀者、居合之内心付候而此日記江留置可申事
- 一 三月十八日出二大坂より当地泉甚・山宗・手前三軒江連状来候趣、日用一番之控ニ在之候
- 一 三月廿六日・廿七日両度当地寄合御座候、廿六日ハ三軒、廿七日ハ七

軒寄合之上、大坂より申来候先状之義、江戸より七日物ト仕候而差登せ候積、継所へも申遣候筈候由 行司山宗

七日物 仲間ハ忝メ奴ニ付八百文かへ

封状忝通ニ付

大状見合

日用方七日物忝メ奴、忝貫四百文かへ

右四月朔日より始メ申筈

一 酒店問屋衆中御行司方於大工町御寄合三月晦日ニ在之付、願書差出度旨町内上嶋などへ内意申遣候処、下書加筆等も被成被下候、然所近辺四五人も鹿嶋御寄被成候付、是二而内意申下書見せ申候処、又候加筆二而左之通差出し申候、則大行事中橋にて首尾能キ思召ニ而納、追而沙汰可在之旨被仰候

乍憚口上書を以御願申上候

一 御仲間中様御登せ御用向無御殘私共方江被為仰付被下候而忝仕合奉存候、前以申上候通、御取立御出入之私共儀ニ御座候へハ外実疎ニ不奉存候、猶以御用等御大切ニ相勤、遅滞無之候様ニ可仕候、弥不相替御一同ニ被為仰付可被下候、然者例年御参会御座候節、御勝手迄相詰罷在候へ共、御行司様御差図を以退参仕候へ共、御出入之私共儀ニ御座候間、何卒向後御勝手ニ相詰、外御役人衆中同前ニ相勤候様ニ被為仰付被下候ハ、末々ニ至候而も外聞旁以忝仕合奉存候

右御願申上候通、宜御取成被遊被下候而、願之通被為仰付被下候ハ、忝奉存候、以上

寛保貳年

戌三月晦日

大坂相勤罷在候

嶋屋左右衛門

同 伊兵衛

同 五郎兵衛

同 同 十兵衛

同 同 十兵衛

大坂相勤罷在候

小山や庄右衛門
きの国や九郎兵衛

大坂相勤罷在候 嶋屋新右衛門
同断 か、屋五郎右衛門
同 文右衛門

大坂相勤罷在候 大和屋善右衛門

同 利助

大坂二相勤居申候(罷在候ニ願書あり) 河内(屋)喜右衛門

酒店御当番

御行司様

口上

道中川支并馬支及敷度、何方之飛脚も同前ニ而御用向延着仕候段、先達而より御尋被下候付、飛脚之者江も急度申遣候処、先月廿九日出飛脚、当日駿州吉原宿より申越候ハ、富(士)川支ニ而御登り御荷物五六百駄余も差支有之、難儀仕候由惣飛(脚)中より申来候、依之各様御状之儀ハ少々成共早ク相届申様ニ工面仕候、先延着可仕御断申上度如斯御座候、以上

戌四月六日

嶋屋左右衛門 印
手板組中

酒店御行司様

乍憚御町内順々御廻し可被下候様ニ奉願上候、以上

一 四月九日ニ中橋下地行司岸田屋仁兵衛様へ参候而相頼候、然所行司高

嶋新七様・岸田屋次郎兵衛様江渡候由被仰候付、此両家へ頼上帰候

一 同十日、大参会坂本町いせ屋方ニ而在之候付、右書付之趣ニ而勝手江

相詰罷在候、大行司ハ則瀬戸物町故、御取持被成被下候へ共、願之趣

新法之事故、無用之由御相談出来候、内意承候へハ、手板組之義ハ大

切之用事も相頼候方々江改人同格ニ而、勝手向取持トハ難申事、先々

新法之事無用との事ニて、当日埒明不申候、則此趣行司町之内西宮仁

兵衛様被仰渡候、別而内証共御世話ニ被成被下候由及承候、扱又蒸籠

之義も前々より忝荷御見廻として被下候処、此義も此度相改、忝荷御

出し被成候事披露仕候へハ、是以新法之義、忝荷ハ御返進申様二との事ニ候へ共、此義ハ行司方町内故何共不存受納仕候、是ハ行司之無念ニ而候、自今之義ハ前々之通、忝荷ニ被成候而可然候、此段可申様との事ニ候

但内証承候へハ、江戸屋源右衛門よりも御見廻として、蒸籠忝荷差出候処、行司方より被仰候ハ、此度御見廻として被下候へ共、何れも用事御頼申二而も無御座候へハ、受納も成かたく候ニ付、返進仕候とて御返し被成候、其後源右衛門・京屋佐兵衛兩人来候而、則願書持参仕候、其趣ハ私共下り用向ハ沢山ニ而罷下候へ共、登り之義、右之仕合ニ付難義仕候間、何分奉願上候と申願書出候付、書付之義ハ披露可仕と被仰候而、御留置被成候由、兎角行司共より何れもへ用事被仰付候へと申事ハ難申達候、諸事多御座候御方様ニハ可申付と思召候方御座候ハ、其段ハ勝手次第と被仰候由ニ而御帰し被成候由、扱又手前より蒸籠忝荷出候事も新法ニ御座候間、忝荷ハ返進可然候、江戸屋源右衛門より持参候物ニ而候ハ、受納被成置候而も可然事、御返し候ハ、手板より来候も、忝荷ハ返進可然候、併此義ハ源右衛門ニハ由縁無之事、嶋屋左右衛門一荷、手板組一荷として来候へハ、是ニハ由縁之在之事ニ候故、留置候と申事ニ而相濟申由、先此度之願ハ早速ニハ相濟かた、重而願申事可然と被仰候、内証物語共ニ候、先達而右川支・馬支之義書付出候事も茶番評定ニ而首尾極上ニ候、自今とても右之様成成、触事在之候ハ、早速相知申様ニとの事

一 右大参会之砌、賃銀此方より引下ケ可申段申出へきと、内証町内御衆へ物語被成候而被下候様ニ鹿嶋頼候へハ、其段評定御座候上被仰候ハ、先手前より引下ケ可申と申事ハ不入物と御座候付相止候

一 十一日ニ呉服町津国屋徳兵衛様客伊藤久兵衛様へ御着祝義として大平目一遣候、手紙上書ニ津国屋・伊藤兩名ニ而遣候処、兩名返事ニて納候

一 十一日ニ立木・白子屋昨日之礼罷越候、今日より次行司川口・藤田、是へも猶又頼置候

一 卯月十七日、今夕三州御支配呉服町津国屋徳兵衛殿方御坐被成候伊藤久兵衛殿用事出申候

酒店参会之砌江源組より願出申候書付、かしま七兵へ殿より見せ被下候写

乍憚口上書を以御願申上候

一 先達而委細口上書ヲ以御願奉申上候処ニ、御参会之節御披露被成下候段、別而忝仕合奉存候、其後度々参上仕、御願奉申上候得共、未御用要被仰付不被下、難儀至極奉存候、今日御参会被遊候儀承知仕、乍憚推参仕、御願奉申上候、此度御仲間中様御用被仰付不被下候而者、我々商売相統難相成候、左候得者私共組合者不及申上ルニ、道中筋所々取組候者并下働之者共迄大勢難儀仕候、勿論先年我々組合請負連判証文差上置、数年来御用要無恙相勤来り候私共組合之儀ニ御座候へ者、此度大坂組合拾老入并ニ山田屋八左衛門連判請負証文相改指上ケ可申候、申上ル迄無御座候へ共随分御大切ニ入念相勤可申候

右之趣被為聞召訳、御憐愍之上、御願申上候通御承引被成下、右八左衛門方へ御用要被為仰付被下候様幾重ニも御願奉申上候、以上

寛保貳年壬戌 四月 大坂会所元

江戸屋源右衛門 印
同組合

森田屋左兵衛 印
亀屋小左衛門 印
江戸屋源兵衛 印
亀屋善左衛門 印
津国屋惣左衛門 印
江戸本両かへ町 印
山田屋八左衛門 印

御行司衆中様

右四月十日、坂本町いせ方而相願申候

一 四月十三日夕、大黒屋藤右衛門殿へ金式百疋遣候、是ハ出家取立被成候由にて方々御頼被成候付、奉加ニ付遣候

一 酒店江願書差出候写左之通遣候、大行司溜り屋四郎兵へ様・宇野仁兵へ様江四月十八日ニ出候

乍憚書付を以御願申上候

一 先達而書付ヲ以御願申上候通、御参会之砌ハ御勝手ニ相詰メ申度趣御願申上候処、委細御当番様より被為仰付奉承知候、此義乍憚御大切之御用向被為仰付被下候私共義ニ御座候へハ、右御参会之節、若御用等可有御座御事ニ御座候へハ、御勝手ニ相詰不罷在候而ハ不都合之儀共奉存候、何卒御願申上候通ニ被為仰付被下候ハ、組合不及申、外実旁別而忝仕合奉存候、依之憚ヲも不顧、又々御願申上候

一 為御登賃銀之義、是又被為仰付奉畏候、此義少々下直ニ而相勤可申上段、先達而より申上度奉存候へ共、少々意味合之儀奉存候而、御参会之節も差控不申上候所、此度賃銀引下ケ候様ニと直段之儀も被為仰付、早速違背不仕御請可申上筈ニ御座候へ共、余程相違仕候、尤道中筋錢下直ニハ罷成候へ共、御当地相場程ニハ無御座候、惣而届方脇々所々方角ニより御存知不被遊候諸雜用掛り物多在之、乍憚思召之外成義共御座候付、御願申上度奉存候、外々御得意様方よりも直段之義忝引下ケ候様ニ被為仰付候へ共、是又右諸掛り物之訳ニ而御願申上置候、何分御了簡被成下候者忝奉存候、此度違背仕候筈ハ無御坐私共御座候へ共、乍憚御願奉申上候、此段被為思召分ケ御当番様より宜布御披露被成下、右両用願之通被為仰付被下候ハ忝仕合奉存候、以上

戌四月

鳴屋左右衛門
手板組中

酒問屋

御当番御行司様

一 当廿日、深川い七屋源七と申茶屋ニ而大坂屋茂兵へ殿方より被申入、

二重(汁) 五菜饗応在之候、仲間六軒、手前より惣助遣候、混乱已来礼旁之由

一 甚左衛門町木綿屋平兵へ殿無尽被相頼、鹿嶋より世話、無扱金壹両かけ講ニ入申候、廿一日両国茶屋ニ而初参会在之候、人数卅式三人

一 三月廿八日出早便ニ伊丹酒屋衆より江戸伊丹店中へ連状到来候ハ、江戸屋源右衛門数度願申候付、伊丹行司酒屋庫太郎殿・上嶋八三郎殿より状来、則江戸店上嶋殿へ遣候所、鹿嶋勘兵へ殿伊丹店行司ニ付、是より相廻り申候由、尤左之通ニ而候

一 五月十日ニ酒店増参会於坂本町在之候付、先夜行司方中橋、山本甚兵へ様・高嶋喜三郎様、呉服町、鴻池久兵へ様・堺屋茂左衛門様、かや場町、道明德左衛門様・菊屋次兵へ様、当町、内田宗兵へ様・上嶋宗兵へ様、此旁(方)々様へ相廻り、先達而書付ヲ以申上候趣共、明日宜奉頼上候との旨申廻り候、則町内茶番ニ而内意承候処、御見廻之蒸籠無用との事候

一 十日晩、当町茶番ニ而被仰付候、酒店金百両ニ付十一匁ニ相定候、其外ハ下地之通ニ而候、只今相場四貫百五十文位仕候ニ付、右之通ニ成候

一 十一日、呉服町丸屋庄兵衛(嘉兵へ様跡也)と右に横書きあり)様へ伊丹本家より手代市郎兵へ様御下りニ付、肴両種御見廻ニ遣候

一 同夕、中橋・呉服町・かやは町・新川行司方江直段定預御苦勞候段、礼ニ廻り候、并住吉講行司坂本町かも屋源介殿江断之書付遣置候、則左之通相認候

口上書を以申上候

御仲間様御用向不相替被為仰付被下候而、外実旁以忝仕合奉存候、然ハ昨日御酒店御参会御座候而、為御登金子賃銀之義引下ケ候様被為仰付、依之自今金百両ニ付、賃銀拾壹匁ニ仕候様被為 仰付奉畏、御請申上候、御講中様御用之御儀、御同様ニ被為 仰付被下候様御断申上度、乍憚口上書を以奉申上候、弥不相替幾久御出入仕候様ニ奉願上候、以上

戌五月十一日

鳴屋佐右衛門

住吉講御衆中様

御行司様

手板組中

- 一 十一日夕、小あみ町西宮仁兵へ殿へも御礼ニ罷越候、此度当町御行司之内、別而年寄分之由ニ付參候
- 一 十一日二江戸七軒行司いつみ屋より江戸屋源右衛門方へ返状登り候、趣ハ、御状被下致拜見、登り早物届方之義被仰遣候得とも、今以相談事ニ取込、何共御挨拶難及候と申返状ニ候
- 一 十三日、西宮仁兵へ殿へ看進物遣候、此度礼旁并伝馬町松坂屋久兵へ殿、本町小森次郎兵へ殿普請出来進物遣候
- 一 十三日、仲間寄合道中継所之義、所々証文取候、下書左之通

証文之事

- 一 東海道仕立継飛脚之義、今度七軒「其地七軒今度除キ」(貼紙)御会所より御仕立継飛脚御出し被成候付、私共請負申所実正ニ御座候、然上ハ何方成共御差図之所迄御渡シ被置候合印之道踏、御定之通無滞相勤メ可申候
- 一 御公儀様御法度之義ハ不及申京・大坂「急度相守可申候、尤持送り之儀ハ京・大坂加筆仕候」(貼紙)御城内御用并御大名様方、其外御武家様方御用御状箱之儀ニ御座候得者、持飛脚之者随分慥成者ヲ吟味仕相勤可申候
- 一 其時々差被出候送り手板、付札之所江請取渡シ刻限銘々相印差送可申候、跡々刻限切候儀有之候ハ、末々ニ而埋合、刻限無相違相勤可申候、若川支等其外差支之儀御座候者、手札相添差送可申候事
- 一 道々届物之義、随分入念取落シ・持越等無之様ニ可仕候、万一取落有之候者、私共前後立合、急度尋出シ、少茂御苦勞掛申間敷候事
- 一 早会所御飛脚請負之内、外々より相頼候共請合之義ハ不及申、持合等迄一切仕間敷候、万一御聞及被成候者其元御飛脚御取上ケ被成、外請合之義末々迄御構被成候共、其節一言之儀申間敷候

- 一 早会所之外請合者不及申、七軒之問屋之内直名ニ而出候儀御座候共、一切継立申間敷候事

一 外々より茂上下共継走り飛脚多御座候間、万一道ニ而持替仕候共、面ヲ見覚不申候者と持替為致申間敷候、賃銀之義ハ道割を以御定之通可被下候事

右之通無相違御請負申、慥ニ入念相勤可申候、繼仕立飛脚之義ニ付、道中筋請合之場所ニ而如何様之義出来仕候共、私共罷出急度埒明、少も御苦勞掛申間敷候、為後日請負証文仍而如件

月日

七軒

五月十四日ニ

右之通下書相廻り候

五月十八日

- 一 七軒屋相談、道中継所極之事益後と申事之由ニ今日相談相究候
- 一 尾州宮、小嶋権兵へ殿より五月十三日出ニ書状到来候、趣ハ三州支配上り金之義、半田村(「長左衛門」と左に横書きあり)へ頼遣候ニ付、其段江戸竹本吉藏殿へ被仰遣候付、吉藏殿より之返状半田村より来候付懸御目候とて、小嶋より来候趣也

先月廿日出之貴札忝拜見仕候、弥御堅勝御入被遊候由珍重奉存候、此方別条無御座候間、乍憚御心安思召可被下候

一 熱田嶋屋権兵へ殿より被御頼被遊候由委細被仰下奉承知候

- 一 大坂屋茂兵へ殿飛脚 御公儀様より御取上相止り申候ニ付、去暮より嶋屋左右衛門殿へ用事相頼申候処ニ、当正月より大坂飛脚組合下り被申、殊ニ尾州宮、具谷権左衛門殿、岡崎伝馬大坂屋平左衛門殿、右御兩人ヲ以三州支配人中へ御頼被成候ハ、大坂組合之義ハ先年より御名染、何とそ、此後山た屋八左衛門方へ御用被仰付被下候様ニ、支配人中不殘相談之上、山た屋八左衛門殿へ用事申付候、然所ニ私義ハ留主中嶋屋佐右衛門殿へ相頼申候間、義理合出来仕候、せつなき時分ニ

嶋屋殿相頼、今更山た屋へも難申付とて、私方より上り金貳万兩程も有之候間、

三州支配不残 嶋屋左右衛門殿へ相頼

尾州支配不残 山た屋八左衛門殿へ相頼

右之通用事申付候、大方半分ツ、と相定申候、貴公様ニも御世話ニ被成被下候段、扱々忝仕合奉存候、先キ様へも右用事相頼申候御事、能々被仰通可被下候、去冬より嶋屋殿支配人中へ御頼被成候ハ、三州中は不残御徳意ニ罷成可申候処、御頼之筋いかふ延引ニ罷成、扱々残念奉存候、小栗三右衛門殿ニハ山た屋八左衛門殿へ御用被仰付候、貴公様より之御頼ニ付、罷越、様子承申候処ニ、最早山た屋氏へ被仰渡候へハ、無是非御事と奉存候、外支配共ニ其通りニ御座候、此段能々被仰遣可被下候

一 米相場之事(以下欠)

四月九日

小栗長左衛門様

貴報

竹本吉蔵

右之書面宮より被差越候而、五月廿九日二宮へもとし候

一 十九日 小嶋久兵へ殿・隣鹿嶋七兵へ様、酒店直段旁御世話礼ニ肴兩種ツ、遣候

一 十九日夕、当町茶番より呼来候而被仰渡候

銀六匁五分 荷物五匁八分 中国金 九匁五分

右之通ニ仕候様ニと被仰渡候而、相談可仕候様ニとの事ニ候而帰候

一 廿四日 呉服町福山清兵へ殿御出被成候而御物語、江戸屋源右衛門より請負証文、通帳、肴鯛・蛸など進物仕候との御事、然時ハ

懇意ニ致候旁(方々)さへ如此ニ候へハ、賃銀之義も押而不被申候と被仰渡候趣にて受合申了簡ニ成候、併福山殿被仰候

ハ、先達而少々割違有之候との事故、直り候ハ、其通請合可申事ニ候

一 同日 伝馬町白子屋普請出来、移徙祝義鯛一枚・海老遣候

一 十九日夕、山田屋八左衛門方早状仕廻延引候故、急キ候様ニと(一い

つミ屋「抹消」七軒会所より申遣候へハ、漸出来候而いつミ屋方へ持来候処、及延引候故、いつミ屋ニ而請取不申候由付、山た屋より直仕立ニ仕候由

一 廿四日 七軒寄合在之候ハ、尾州宮小嶋継所之義、今暫相待呉候様ニ

と屋敷より申来候とて、北村より取次在之由披露御座候

一 廿三日ニハ山城屋宗左衛門殿名前披露饗応、両国茶屋ニ而在之候

一 五月廿五日、酒店振寄合在之付口上書差出候、左之通也、諸荷物共引下ケ候様ニ被仰候、度々願申候へ共埒明不申候付

一 乍憚口上書を以奉申上候

一 為御登賃銀之儀引下ケ候様ニ被為 仰付奉畏候、則御相談之上被為

一 仰付候御儀御座候へハ、難違背仕奉存候、弥不相替御用向幾久被為

一 仰付候様奉願上候

一 世上賃銀之儀ハ各様格合ヲ以御請負仕候事ニ御座候へハ、夥々敷相違

二相成候、世上請負之内ニ日永荷物と申候而、道中日限無構御届申上

候儀御座候、各様御用之儀、道中川間・馬支御座候共、川之越さへ御

座候へハ、馬越迄不相待歩行越仕、馬支御座候へハ、壹駄ニ貳駄・三

駄前之駄賃を遣候而飛脚往来仕候義共ニ御座候付、世上之賃銀ニ高下

之差別御座候故、依之左之通名題書付、各様へも差出置申度奉存候、

尤各様御定被下候賃銀之義ハ違背不仕御請申上、万事是迄之通相勤可

一 申上候、左之名題之御願申上度如此御座候、以上

上方金百兩付 賃銀

中国金百兩付 賃銀

銀壹貫匁付 賃銀

日永荷物壹匁付 賃銀

戊五月廿五日

酒店御問屋衆中様

一 五月廿七日、当町茶番ニ而被仰渡候ハ、先達而書付も御出し候へ共、

一 大勢之内ニ何角と被申候方も在之付、日永之名題も無用ニ仕候而、左

一

一

一

一

一

一

一

一

之通ニ致候様ニと被仰候間、先一ヶ月、二ヶ月相勤候而、是非〳〵合兼候ハ、重而願候様ニと御座候付請申候

上方金百兩ニ付

拾壹匁

只今兩替相場
四ノ百四拾文位

中国金百兩ニ付

九匁五分

上方銀壹匁匁付

七匁

此通賃銀当十二日より

同荷物壹匁匁付

六匁

御払被成候筈也、九日迄ハ
前之通也

右之通ニ御勤可被成候

五月廿七日

酒問屋中

如此成書付来候

一 廿八日、酒店中不殘廻し候

当廿日夜九ツ時、摂州青木村

山形忠左衛門様向式軒やけ申候付為御知

申候、以上

如此書付遣候

一 六月朔日、文右衛門病死被致候、寺ハ浅草

一 同八日ニ酒店中、町々江書付遣候写

酒匂川先月廿七日より越無御座、漸昨日より歩行越御座候、上方筋之儀ハ慥成事相知不申候、此度川間・馬支可有御座候、御用向延着仕候付御断申上候、以上

六月八日

嶋屋左右衛門

手板組中

猶乍憚御町内順々御廻し可被下候

右之通

中橋 呉服町

坂本町 かやは町

南新川

北新川 新堀

伊勢町 瀬戸物町

本船町

大伝馬町

ほりとめ

売場式軒別紙

塗屋 林善三郎 坂口茂右衛門 小網町辺銘々江
神戸

一 九日ニ触状出候、尾州笠寺辺一里四方天白川堤西切入水仕候、当月二日洪水也

一 六月十一日ニ上州屋伝右衛門殿へ金五拾兩取替、則預り手形取置候、式百兩借用之願候へ共、一切埒明不申挨拶申候へ共、源六挨拶分ニて

五十兩取替遣候

一 同十日夕、住吉講行司一文字屋喜右衛門殿へ十三日参会见廻之頼申出候

一 十三日、住吉講江御見廻仕候而上首尾、行司方 村上 松本 鹿嶋

一 一文字屋 伊丹屋 山路 一文字屋

一 岡田安兵へ あこ屋

一 〴〵九人

及暮罷帰候

一 嶋屋五郎兵へ殿義、十二日出ニ罷立被申候所、高繩ニ而急死被致候而、品川宿迄持込、山城屋飛脚市右衛門世話いたし被申候由、替り飛脚ニ

ハ、与次兵衛差上せ候

一 十五日、酒店触、大井川先月廿六日より当九日迄川越無之候、其外駿州駅路馬支ニて延着仕候、御断申上度如此御座候と申書付

一 中橋 こふく町 坂本町 かやは町 北新川

一 南新川 新堀 せいせ町 瀬戸物町

ほりとめ

右之通一枚ツ、順々御廻奉頼上候

一 十八日、善永寺礼物等、五郎兵衛分仕廻候

一 同日、五月廿五日・廿八日一所ニ金谷より次兵衛持込、昨夜入今朝届、又六月二日利兵衛、五日出庄五郎兩人も今朝入相届候

一 今般飛脚延着之義ニ付、御吟味被成被下候段尤至極儀(「仕」と右に横書きあり)候、併世間一同ニ飛脚上下共及延引迷惑奉存候、又候跡

飛脚延着御断申上度如斯御座候、以上

横田川 十三日午刻より 大井川 十三日申刻より

十四日未刻迄 十六日辰刻迄

但し十七日夕夜越無御座候由

安部川 十六日之夜越無御座候

右いつれも一切越無御座候、飛脚着次第早速御届可申上候、先御断申上候

六月十九日

中橋 こふく町 坂本町 かやは町 北新川
南新堀 南新川 いせ町 瀬戸物町 伝馬町

堀留

六月廿六日

一 嶋屋五郎兵へ殿所持金残りさし引、メ金五両ト錢八文今夕差登せ候

同

一 京新太郎所持金差引メ銀三匁五分と錢百廿壹文、今夕差登せ候

右いつれも書付両所共委細ニ遣候

一 嶋屋五郎兵へ殿持銀差残十八匁八分四り、六月廿六日ニ差登候

一 戌六月廿五日ニ三州酒御支配人中より手紙来候写

以手紙申上候、時分柄暑気甚ニ御座候得共、弥御堅固ニ可被成与珍重奉存候

一 為登金銀太(駄)賃之義、我々共下着之砌、早速可得御意之所、彼是延引ニ罷成候、依之打寄相談仕候所、当年より金百兩ニ付賃銀八匁ツ、相相申度候間、其通り被成可被下候、右御得意度如此ニ御座候、以上

六月廿五日

三州支配人中
嶋屋佐右衛門様

人々御中

一 六月廿九日、延命院様へ家内安全之御祈祷奉頼候、代金壹歩差上申候

同日、千代倉金兵衛様へ鯛式枚六百文ニ而買調遣申候

同日、上嶋庫太郎様へ鯛式枚六百文ニ而買調遣申候

一 嶋屋五郎兵へ殿持金改申候節、金壹両白紙ニ包五月六日勘定之余りと申札付有之、右金子も可登伊兵へ殿へ渡ス、か(加賀屋)宗左衛門・か(加賀屋)五郎右衛門・嶋(屋)新右衛門立合

一 本多兵庫守(頭)様へ七月三日之内喜右衛門、佐右衛門ニ相成り参上仕候

一 福嶋走り荷物六月廿一日出、道中川支ニて七月二日到着、六月廿六

一 日宗兵衛同日一所ニ着仕候、右式立とも二日昼立ニ三太乗りニて、宇兵衛ニ持七差登申候

一 二日番ニ弥兵衛丸四太ニて差登申候、尤道中多ク御座候而、乗り代壹兩式分差登候

一 五月廿一日出天満屋便り、阿部川六月廿六日より七月朔日迄川越無御座候ニ付、七月四日ニ着仕候

一 福嶋走り糸荷物飛脚勘四郎、六月廿二日出持上り、道中雨天ニ而、七月二日ニ着仕、同月廿六日出清六、同日ニ一所ニ着、則京都へ飛脚仕

一 立差登申候、九日夕ニ京着、然所勘四郎義、道中糸壹箇打込候樽承候と而、着之砌吟味致候へハ、別条無之候と清六・勘四郎共申候ニ付、

一 其通ニ而登七候所、京都より七月十日夕出ニ申来候ハ、ひの屋五郎兵衛殿行壹箇殊之外ぬれ申候、別而封印すれもめ六ヶ敷被申候、福嶋へ吟味遣候様ニ被申候由、新屋殿行壹箇も少々ぬれ申候、是ハ段々詫致

候而相届申候由、右日の屋と新屋ト壹箇宛之内、糸七把入違申候由、是ハ右樽之通ニ勘四郎道中ニ而封印切、糸荷ぬれヲほし、取急候而、七把ツ、入違候由ニ被存候、右之通福嶋へ急度申遣候

一 七月十四日ニ配り茂兵衛ニ高嶋新七郎殿ニ而被仰候ハ、七月より書状

一 八山八方へ遣し申候、左様ニ御心得被下候与被仰候由、段々江源方より頼申、殊ニ荷主方申来候て無扱義ニ付書状ヲ遣候、金子ハ御手前へ

一 頼可申様御申被成候由

一 五日印ニて遣候へハ四日市迄三十式三時ニ参候、六日印六十四匁式分、まし金三分宛二候

福嶋太賃之覚

- 一 金三兩貳分貳朱、是ハ近江飛脚持金渡方
是二三拾七匁五分増
- 一 メ貳百五拾五匁、内百九十匁江戸より京都迄也
残而六拾五匁ハ福嶋より江戸迄太ちん、此錢四メ貳百文、此内貳太以
上ハ、三メ六百文宛飛脚渡、残り六百文宛会所徳用、されとも糸荷計
ハ仕立不申、綿荷壹貳駄も相立可申事
- 一 右ハ上店五間之衆、先年より上店之分少々下直ニ御座候由
右之通り源六方より申来候

覚

- 一 糸買旅人衆直段金三兩貳分貳朱、近江飛脚
右に三分まし
- 一 此内百九拾五匁京都迄太ちん
メ六拾七匁五分福嶋より江戸迄太ちん
此錢四貫三百六十文
- 一 右之内、飛脚渡方右に同、尤太数御座候節ハ、少々引遣可申義も可有
御座候、或ハ百文ツ、之引哉
- 一 江戸荷物壹駄ニ付八拾五匁ニ相極メ申候
- 一 右之通り源六方より申来候
- 一 塚本屋吉兵へ殿出らうそく壹櫃、七月廿四日ニ入
- 一 七月廿三日ニ酒店町々行司衆へ廿四日ニ参会御座候ニ付万端頼ニ参候
- 一 七月廿二日、山八方より兩人御願ニ上り申候由
- 一 廿三日ニ裏の茂兵衛方より嫁取候ニ付肴越候
- 一 右之肴秋田新助殿へ見舞ニ遣候
- 一 廿四日、本多兵庫頭様御発駕被遊候ニ付、川(河内屋)喜右衛門御見
送りニ品川迄参候所、御料理・御酒被下、其上金子貳百疋御目録被下
置頂戴之仕、罷歸り翌日御礼ニ参上仕候
- 一 福嶋荷五太飛脚ニ渡シ切ニて、七月廿六日昼立差登候

七月廿八日ニ、十七屋荷物紛失之願ニ 水野下野守様へ罷出、藤沢・戸塚・川崎加庄村对支有之、宗助見舞ニ参候

御奉行様被仰候ハ、此度之義飛脚之者尤ニ存、吟味致スニハ不有、自今道中ニ左候者有之候而ハ、諸人之難義ニ罷成候趣、吟味ハ急度致スと被仰候由

紙店衆中八月朔日ニ御参会被成候而、直段引下ケ候様ニ被仰、泉屋甚兵衛と兩人参候、相談出来不申、翌二日ニ御行司より手紙参候、賃銀是迄之直段二三割下ケ相談相極メ申候、自今右之通ニ払可申と申来候、依之七日ニ泉屋と兩人願ニ参候、何分三割下ケニ而難義ニ御座候、御直し被下候様願申候、御支配人中御留主ニて御座候由可申間と御座候七月朔日未刻より大雨風ニ而、町々通路も難成、翌二日より本庄(所)・下谷・深川辺水入候所、二日未刻より天気罷成候、永代はし杭七本流申候、往来不罷成候、新大はし杭三本流、往来留り申候、是ハ五日夕御普請被仰付候而六日より往来致候

四日夕諸方堤切込増水仕、本庄辺家居不残屋根計相見、惣してせん手(千住)・にん宿(新宿)・かすかへ(春日部) 辺屋根計相見申候、諸方死去人何千人と云事不知

御公儀より御助舟数百艘出、皆々是ニ取乗り、江戸へ上り罷在候

戸田川・深谷・熊谷之方右(同)断、高水之程難尽筆紙候

龜井戸之天神様、屋根の置瓦計見申候、後人はニ而可察者也

下谷辺屋敷之内、皆々床より上四五尺も上り申候

七月七日ニ本庄・深川・下谷得意衆へ水見舞遣申候、進物帳ニ相記置申候

江戸より町人衆皆々食(飯)かい銭杯施行致候

酒井修理様御屋敷より毎日食御出被遊候而、水入の人々ニ御施被成候

七月八日、七軒会所寄合御座候而、道中次所替之相談有之

北村手代衆より中間手紙来候由、尾州宮、小嶋・貝谷出入も相濟申候、

次所之義、二六九ハ小嶋へ、一四八ハ貝谷と申事ニ候

堺川岸・にん宿之辺高水江戸ニ同

中川御番所ニ而流死人御ひろい上被成候所、八日之日、七百五十人有

之候よし

一 八月十一日二住吉講中様より御状来候、左之通

以手紙申上候、先以各様弥御堅勝ニ可被成御座と珍重ニ奉存候、我々共無異儀罷在候

一 当年者折々大雨ニ而道中筋川支有之、御互ニ気毒千万ニ奉存候、然者近年下り書状延着致、彼是間違多不勝手ニ御座候所、別而今年ハ遅滞致し及難儀候事多ク御座候間、此段御考弁被成、此後延引不仕候様ニ御働可被下候、右可得御意如此ニ御座候、已上

八月十一日

嶋屋佐右衛門様

手板組中 様

住吉講中

右之通申来候二付、十二日ニ大坂へ申遣候、書状着次第先状御立被成候へと申遣候

一 茶店参会例年八月九日在之候所、此度之高水ニて同十八日浅草藤やニて在之候

一 紙店参会之上御相談在之、是迄之通り諸事三割引下ケ候様ニといつみや・手前方へ書付廻り申候、依之行司村田善左衛門様・小津次郎左衛門様、右之賃ニて不勝手ニて御座候故、何分被下候様御願申上候所、是計ニて寄合も付不被申候との御事、依之左之通りに願書差出し申候

乍憚口上書を以御願申上候

一 此度為御登飛脚賃銀之儀、銭高直ニ相成候付、引下ケ候様□被仰付奉畏、早速御請可申上筈ニ御座候得共、当春より者近年無之道中筋川々満水数多御座候付、思召之外諸懸り多御座候而難儀仕候付、度々御願申上候処、是迄之賃銀二三割引下ケ候様被為仰候、左様御座候而者、殊外下直成直段相成迷惑至極仕候付、思召をも不見かへり、又候以書付御願申上候、何分宜御了簡被成下、左之通直段被仰付被下候候ハ、忝奉存候、已上

金百両 上方 十一匁五分

銀一匁 七匁五分

右之通被仰付被下候様奉願上候

寛保戌九月

紙店御行司様

金百両 宮迄 十一匁

荷一匁 七匁

いつミ屋甚兵衛

しま屋左右衛門

右兩人より九月晦日願ニ参候、

いつミやよりハ与兵衛

戊十一月四日より江戸附出し馬駄賃式百五拾文ニ成

戊十一月十三日二堺町高砂屋伊兵衛方ニ而住吉講中へ御酒(差)上度願ニ而呉服町行司小沢文右衛門様御跡行事中(河)仁兵衛様・布や様御世話ニ而、十一月八日廻状認、小沢様へ紀(紀伊国屋)九(「郎」欠カ)兵衛御目ニ懸申候、尤小沢様より両町行司名ニ而添廻状被遣候、先添状之文言

一 来十三日嶋屋佐右衛門殿より住吉講中へ御酒進上被成度候由行司方より宜敷御披露仕呉候様再三御願御座候間、各々様御揃早朝より御出被成被遣可被下候

十一月八日

各様

尚々嶋やより御廻状、若書落候ハ、御書加へ可被成候、尤行司判

御おし被成候

住吉講御人数

茜屋宇兵衛様 ざこや市右衛門様

中河仁兵衛様 かも屋源介様

前河茂右衛門様 西宮十次郎様

差塔善右衛門様 ○豊嶋屋宗八様

神戸伊兵衛様 満願寺屋平右衛門様

竹屋太右衛門様

千足長十郎様

ざこや弥右衛門様
岡田安兵衛様

坂口茂右衛門様

(松本内)

前田権七様

一文屋清介様

山路兵蔵様

一文しや清兵衛様

あこや喜兵へ様

村上源右衛門様

伊丹や吉右衛門様

かしま伝七様

林善三郎様

小沢文右衛門様

真宜次兵衛様

十文字や平吉様

津国屋新兵衛様

松本次助様

ノ廿九人

(原文書では右の2段の文字列
の下に左の2段の文字列が配置)

手前廻状文言

口上

俄之儀御座候得共、来十三日堺町高砂や伊兵衛方御酒進上仕度奉存候、乍御苦勞御出被下候ハ、忝可奉存候、若御用程も不奉存候へ共、何とぞ不残御揃被下候様奉願候、以上
嶋屋左右衛門
手板組中
右御人数方角順ニ相廻候様廻状認候

右廻状十一月八日廻し度候趣小沢様へ申候処、今日売(買)附ケ日故、明日相廻可申様被仰候
十一月十二日又々別紙銘々遣ス

口上

明日弥無日違乍御苦勞御出可被下候、尤御同心御座候ハ、御誘引被成可被下候、杉原四ツ切ニ致、銘々名当致為持遣ス

戌十月廿九日より卯兵衛便より道中用多候故、金手板、切手板ニ致、即只今用來手板也、同十一月二日利兵衛より荷手板共切手板被成、同多兵衛便より本とちニ致用候
居合 宗左衛門

善右衛門

一 戌十一月晦日晚、西宮講中御寄合(坂本町いせ屋太兵衛方にて御寄合)と右に横書きあり)在之候而呼来候、西宮連中左之通連判ニ而当地連名左之通之御方へ廻状来候ハ、其元山た屋八左衛門義、名染も無之、其上是迄不相渡候付、無心許候由、依之当方にて江戸屋源右衛門組中より八左衛門請合之証文取置候間、自今用向多少共相渡候様ニと申来候ニ付、已後も□(各カ)其段可相心得旨被仰渡候、併年内余日無之事、明春よりハ右之通ニ可仕候間、一通申渡候との事、則返状ニも相心得候段申遣候、上方金主之事ニ候へハ無是非候と被仰候、右之儀付、廿九日・卅日兩日ニ住吉講□町々酒問屋行司方へ頼置候、其趣意□、上方より相替候義申来候ハ、宜御返事奉願与申事申廻り候

十二月六日

一 京橋馬屋江金拾両かし申候、即手札箱ニ有、出番毎に式百文ツ、引遣可申答ニ候

十二月十一日

一 町内太々講帳三册入箱者懸金五拾両壹分ト、せに(錢)式百九拾四文請取、尤内田宗兵衛殿より引渡書付有之
一 亥閏四月九日、七軒早走り之者、越前屋八右衛門(八兵衛カ)内権六と申者、追落ニ荷物とられ

嶋長門守様御願申上候処、追落相知候ニ付、六月十二日ニ越前屋八兵衛御召ニ而、八兵衛・権六共ニ御赦免、八兵衛義ハ外之商売ハ無御構、七軒早飛脚相勤申義御差留メ有之、十三日朝六ツ時手前御召にて被仰付候ハ、其方儀ハ時之行司故、か、り合候相知候上ハ、外飛脚屋共と同事事と被仰付候、山城屋義ハ格別之義、詮義之事有之故御免なく候

(「えきていしりょう」をよむかい)